平成２８年（フ）第５０３号
堺市東区野尻町292番地12
債務者　宮本　美緒
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第５０８号
堺市南区鴨谷台３丁２番５―402号
債務者　船都　良男
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
北海道岩見沢市９条東９丁目１番地16　コーポＡ　２号室
債務者　加納　文章
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２８年（フ）第７５号
北海道帯広市西３条南18丁目５番地　スズランハイツ５号
債務者　大串　美晴
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第７７号
北海道帯広市大通南15丁目14番地　斉藤セントナルハイツ201
債務者　天野まさ子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第８２号
北海道帯広市西21条南２丁目41番19号
債務者　小笠原幸博
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第８３号
北海道帯広市西21条南２丁目41番19号
債務者　小笠原愛美
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
岩手県滝沢市巣子964番地27　クリスタルハウスＡ106号、旧住所盛岡市みたけ２丁目７番35号
債務者　中屋謙太郎
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第１５６号
盛岡市西下台町14番32号
債務者　西野　　賢
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６７９号
名古屋市中川区下之一色町字権野115番地の１　フォーシーズンＣ棟101号
債務者　原田　光宏（旧姓小松・岩屋）
1　決定年月日時　平成28年７月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１３６号
愛知県一宮市木曽川町門間字金塚16番地２　ＣＯＵＲＴ　ＨＥＩＭＥ301号
債務者　森山　和信
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１６４号
愛知県一宮市今伊勢町本神戸字北無量寺1203番地
債務者　村井　優子
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１８０号
愛知県一宮市神山３丁目３番17―303号　メゾン弁天公園
債務者　菊地　博文
1　決定年月日時　平成28年７月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２８号
福岡県大牟田市船津町１丁目11番地３
債務者　安村　玲奈
1　決定年月日時　平成28年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２８年（フ）第１６号
鹿児島県南さつま市大浦町8026番地　市営第２永田団地２号
債務者　中村　貴洋
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２８年（フ）第４６号
鹿児島県薩摩郡さつま町轟町26番地３
債務者　岩元　　誠
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月２日まで
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
北海道苫小牧市若草町５丁目４番14号　ハイツまるいＮＯ21―102号
債務者　白石　幸子（旧姓佐藤・岡田）
1　決定年月日時　平成28年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月５日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部